

## 死亡届に伴う手続きのお知らせ

(平成28年5月現在)

謹んでお悔やみ申し上げます。

次の事項に該当する場合は、担当課にて手続きが必要になります。

詳しくは、担当課にお問い合わせください。

主な手続きの種類	手続き (亡くなった方が該当する場合)	必要なもの	担当課 (担当班)
印鑑登録	印鑑登録をしているとき ・印鑑登録証の返納	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	町民生活課 (総合窓口班) 45-6985
国民健康保険	国民健康保険に加入しているとき ・保険証の返納 ・葬祭費の請求	<input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 預金通帳	
75歳以上の方等 後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険に加入しているとき ・保険証の返納 ・葬祭費の請求	<input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀 の領収書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード (通知カード)	
国民年金	国民年金に加入しているとき ・一時金の請求 年金を受けているとき ・未支給年金の請求	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 預金通帳	
介護保険	65歳以上の方又は40歳～64歳 で介護認定を受けているとき ・介護保険被保険者証の返納 負担限度額認定証をお持ちのとき ・負担限度額認定証の返納	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証	保健福祉課 (高齢者支援班) 45-6987
障害福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障 害者保険福祉手帳をお持ちのとき ・各手帳の返還手続き ・在宅障害者福祉手当などの廃止手続き	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 該当する手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード (通知カード)	保健福祉課 (福祉対策班) 45-6987
	自立支援医療受給者証をお持ちのとき ・自立支援医療受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	
	重度心身障害者医療受給者証をお持ち のとき ・重度心身障害者医療受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療 受給者証	町民生活課 (総合窓口班) 45-6985

(裏面もお読みください)

主な手続きの種類	手続き (亡くなった方が該当する場合)	必要なもの	担当課 (担当班)
町 営 住 宅	一人暮らしの方が亡くなったとき ・退去届 世帯主が亡くなったとき ・町営住宅承継承認申請書 (世帯主変更により連帯保証人も変更する場合に届出が必要です) 一緒に暮らす人が亡くなったとき ・町営住宅同居者異動届	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 預金通帳 (退去手続きの場合)	町民生活課 (生活環境班) 45-6985
墓 地 の 承 継	墓地使用者のとき ・墓地使用权承継	お問い合わせください。	
上 下 水 道 簡 易 水 道 飲 料 水 供 給 施 設	町の水道を使用しているとき ・使用者変更届等	<input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑	建設水道課 (上下水道班) 45-6982
予 約 型 乗 合 タ ク シ ー	登録カードの交付を受けているとき	<input type="checkbox"/> 予約型乗合タクシーの登録カード	総務課 (総務班) 45-6400
固 定 資 産 税	町内に固定資産を所有しているとき ・相続人代表者指定(変更)届出書 ・未登記家屋の所有者の変更(死亡の翌月に死亡の届出人宛に案内を送付いたします。)	お問い合わせください。	
軽 自 動 車 税	原付バイク、農耕作業、小型特殊車両を所有しているとき ・名義変更又は廃車手続き 軽自動車や自動車等、 廃車手続きは下記協会で行ってください。 軽自動車協会 (0166-53-7300) 自家用自動車協会 (0166-51-1221)	<input type="checkbox"/> 本人確認書類(運転免許証等) <input type="checkbox"/> 申請者の印鑑	町民生活課 (税務班) 45-6989
農 地 の 相 続	農地を相続したときはお問い合わせください。		農業委員会 事務局 45-6984

<旭川地方法務局からのお知らせ>

土地・建物を相続された方は、法務局で早めの相続登記の手続きをおすすめします。

→旭川地方法務局登記部門(自分で相続登記をされる方)

(旭川市宮前1条3丁目 旭川合同庁舎 電話0166-38-1161)

法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>